

附 則

附 則 (平成14年12月3日 法渉部 第02-0307号)

(実施期日)

1 この約款は、平成14年12月20日より実施します。

ただし、この約款に規定する台湾セルラーコーポレーション (TCC) に関する部分については、平成15年1月20日より、ボーダフォン ディー ツー (Vodafone D2) 及びボーダフォン リバーテル エヌ.ブイ. (Vodafone (Holland)) に関する部分 (ボーダフォン ディー ツー (Vodafone D2) にあつては、パケット通信モードによる通信に関する部分、ボーダフォン リバーテル エヌ.ブイ. (Vodafone (Holland)) にあつては、通話モード及びメッセージ通信モードに関する部分に限ります。) については、平成15年1月31日より、ボーダフォン リミテッド (VODAFONE) に関する部分 (パケット通信モードによる通信に関する部分に限ります。) については、平成15年2月4日より、アドバンスト インフォサービス パブリック カンパニー リミテッド (AIS)、スパイス コミュニケーションズ リミテッド (Spice Telecom)、ティーエヌエル ピーシーエス エス/エイ (Oi) 及びファスセル リミテッド (FASCEL) に関する部分については、平成15年2月19日より、シンギュラー ワイヤレス エルエルシー (Cingular)、ボーダフォン リバーテル エヌ.ブイ. (Vodafone (Holland)) (パケット通信モードに関する部分に限ります。) 及びピーティー.サテリット パラパ インドネシア (Satelindo) に関する部分については平成15年2月28日より、カタール テレコム (キューテル) キュー・エス・シー (Q-TEL) 及びボーダフォン アイルランド リミテッド (Vodafone Ireland) に関する部分については平成15年3月19日より、ソシエテ フランセーズ デュ ラジオテレフォネ (SFR) (パケット通信モードに関する部分に限ります。) に関する部分については平成15年3月27日より、ディベヒ ラジイグ ガルブン プライベートリミテッド (Dhiraagu)、ボーダフォン フィジー リミテッド (Vodafone Fiji) 及びマイクロセル コネクションズ インコーポレテッド (Microcell) に関する部分については平成15年3月31日より、ケイティ フリーテル カンパニー リミテッド (KTF)、パートナー コミュニケーションズ カンパニー リミテッド (Partner)、ラジオモバイル ディップサ エス. エイ. ド シー. ヴィー (テルセル) (Telcel) 及びロジャース ワイヤレス インコーポレテッド. (Rogers) に関する部分については平成15年5月1日より、サウジテレコム カンパニー (STC) に関する部分については平成15年5月21日より、セルコム(マレーシア)バーハド (Celcom) に関する部分については平成15年7月1日より、パキスタン モバイル コミュニケーションズ (ピーヴィーティ) リミテッド (MOBILINK) に関する部分については平成15年7月22日より、グアム ワイヤレス テレフォン カンパニー エルエルシー (HafaTEL) に関する部分については、当社が別に定める日より実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この約款実施前に、「3G通信サービス」の試験的提供に関する契約約款の規定により生じた3G通信サービスに係る料金その他の債務については、この約款実施の日において、この約款の規定により生じた3G通信サービスに係る料金その他の債務に移行したものとみなし、その請求その他の取扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

(基本使用料の適用に関する経過措置)

3 この約款実施の日から平成15年6月30日までの間において、料金表第1表第1 (基本使用料) 1 (適用) (2) 欄に規定する料金種別の第7種に係る基本使用料の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、同欄イ項を適用しません。

(通信料の料金額に関する経過措置)

4 この約款実施の日から平成15年6月30日までの間において、料金表第1表第3 (通信料) 2-1-1 (2-1-2 及び2-1-3 以外のもの) (2) に規定する通信料は、この約款の規定にかかわらず、次のとおりとします。

ア イ以外のもの

① 料金種別が第1種のもの

区 分	料金額 (1分までごとに次の料金額)			
	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日・ 祝日	深夜・早朝 夜中
通信料	15円			10円

② 料金種別が第2種のもの

区 分	料金額 (1分までごとに次の料金額)			
	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日・ 祝日	深夜・早朝 夜中
通信料	20円			15円

③ 料金種別が第3種のもの

区 分	料金額 (1分までごとに次の料金額)			
	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日・ 祝日	深夜・早朝 夜中
通信料	30円			20円

④ 料金種別が第4種のもの

区 分	料金額 (1分までごとに次の料金額)

区 分	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日・ 祝日	深夜・早朝
				夜中
通信料	40円			30円

⑤ 料金種別が第5種のもの

区 分	料金額（1分までごとに次の料金額）			
	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日・ 祝日	深夜・早朝
			日中	
通信料	10円	30円	10円	30円

⑥ 料金種別が第6種のもの

⑦ 料金種別が第7種のもの

区 分	料金額（1分までごとに次の料金額）			
	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日・ 祝日	深夜・早朝
			日中	
通信料	40円	60円	40円	60円

イ 相互接続通信（インターネット接続サービスの利用による通信に係るものを除きます。）に係るもの

① 料金種別が第1種のもの

区 分	料金額（1分までごとに次の料金額）			
	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日・ 祝日	深夜・早朝
			夜中	
通信料	15円			10円

② 料金種別が第2種のもの

区 分	料金額（1分までごとに次の料金額）			
	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日・ 祝日	深夜・早朝
			夜中	
通信料	20円			15円

③ 料金種別が第3種のもの

区 分	料金額（1分までごとに次の料金額）			
	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日・ 祝日	深夜・早朝
			夜中	
通信料	30円			20円

④ 料金種別が第4種のもの

区 分	料金額（1分までごとに次の料金額）			
	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日・ 祝日	深夜・早朝
			夜中	
通信料	40円			30円

⑤ 料金種別が第5種のもの

区 分	料金額（1分までごとに次の料金額）			
	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日・ 祝日	深夜・早朝
			日中	
通信料	15円	30円	15円	30円

⑥ 料金種別が第6種のもの

⑦ 料金種別が第7種のもの

区 分	料金額（1分までごとに次の料金額）			
	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日・ 祝日	深夜・早朝
			日中	
通信料	50円	60円	50円	60円

附 則（平成14年12月18日 法渉部 第02- 0330号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成15年2月1日より実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の前に支払い又は支払わなければならなかった3G通信サービス等の料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成15年1月23日 法渉部 第02- 0380号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成15年2月1日より実施します。

2 3Gサービス契約者が支払いを要する料金表第1表第7（手続きに関する料金）に規定する指定回線基本使用料登録手数料については、実施日より平成15年4月30日までの間は支払いを要しません。

（経過措置）

3 この改正規定実施の前に支払い又は支払わなければならなかった3G通信サービス等の料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成15年2月3日 法渉部 第02- 0389号）

（実施期日）

この改正規定は、平成15年2月12日より実施します。

附 則（平成15年2月12日 法渉部 第02- 0414号）

（実施期日）

この改正規定は、平成15年2月19日より実施します。

附 則（平成15年2月21日 法渉部 第02- 0429号）

（実施期日）

この改正規定は、平成15年2月28日より実施します。

附 則（平成15年3月12日 法渉部 第02- 0458号）

（実施期日）

この改正規定は、平成15年3月19日より実施します。

附 則（平成15年3月20日 法渉部 第02- 0469号）

（実施期日）

この改正規定は、平成15年3月31日より実施します。

ただし、この改正規定中、メガフォン、オープンジョイントストックカンパニー（Megafon）に関する部分については、平成15年4月1日より実施します。

附 則（平成15年4月9日 経企本 第03- 0004号）

（実施期日）

この改正規定は、平成15年4月16日より実施します。

附 則（平成15年4月24日 経企本 第03- 0010号）

（実施期日）

この改正規定は、平成15年5月1日より実施します。

ただし、この改正規定中、ピープルズ テレフォン カンパニー リミテッド（PEOPLES）に関する部分については、平成15年5月2日より実施します。

附 則（平成15年5月6日 経企本 第03- 0027号）

（実施期日）

この改正規定は、平成15年5月8日より実施します。

附 則 (平成15年5月6日 経企本 第03-0029号)
(実施期日)
この改正規定は、平成15年5月13日より実施します。

附 則 (平成15年5月9日 経企本 第03-0026号)
(実施期日)
この改正規定は、平成15年5月16日より実施します。

附 則 (平成15年5月14日 経企本 第03-0028号)
(実施期日)
この改正規定は、平成15年5月21日より実施します。

附 則 (平成15年6月4日 経企本 第03-0033号)
(実施期日)
この改正規定は、平成15年6月11日より実施します。

附 則 (平成15年6月23日 経企本 第03-0082号)
(実施期日)
この改正規定は、平成15年6月30日より実施します。
ただし、国際アウトローミングサービスに関する部分については、平成15年7月1日より実施します。

附 則 (平成15年6月4日 経企本 第03-0103号)
(実施期日)
この改正規定は、平成15年7月22日より実施します。

附 則 (平成15年7月24日 経企本 第03-0106号)
(実施期日)
この改正規定は、平成15年7月31日より実施します。
ただし、相互接続通話の接続形態と料金の取扱いに関する部分については、平成15年8月1日より実施します。

附 則 (平成15年8月5日 経企本 第03-0124号)
(実施期日)
この改正規定は、平成15年8月12日より実施します。

附 則 (平成15年8月14日 経企本 第03-0128号)
(実施期日)
1 この改正規定は、平成15年8月21日より実施します。
(経過措置)
2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結されている次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社と同表の右欄の契約に移行したものとします。

一般第1種サービス契約	一般サービス契約
一般第2種サービス契約	一般国際サービス契約
一般第3種サービス契約	一般総合サービス契約
一般第4種サービス契約	一般総合国際サービス契約
定期第1種サービス契約	第一種定期サービス契約
定期第2種サービス契約	第一種定期国際サービス契約
定期第3種サービス契約	第一種定期総合サービス契約

附 則（平成15年8月25日 経企本 第03-0132号）

（実施期日）

この改正規定は、平成15年9月1日より実施します。

ただし、この改正規定中、ブイグ テレコム (Bouygues Tele com) に関する部分については、平成15年9月2日より実施します。

附 則（平成15年8月29日 経企本 第03-0137号）

（実施期日）

この改正規定は、平成15年9月8日より実施します。

附 則（平成15年9月17日 経企本 第03-0149号）

（実施期日）

この改正規定は、平成15年9月24日より実施します。

附 則（平成15年9月24日 経企本 第03-0152号）

（実施期日）

この改正規定は、平成15年10月1日より実施します。

（利用年数割引の適用に関する経過措置）

この改正規定の実施の際現に、改正前のボーダフォン電話サービス契約約款の規定に基づきボーダフォンバーチャネットワーク契約を締結していた者が、当該契約を解除すると同時に新たに3Gサービス契約を締結する場合は、その両方の利用日数を通算します。

附 則（平成15年10月7日 経企本 第03-0163号）

（実施期日）

この改正規定は、平成15年10月7日より実施します。

ただし、国際アウトローミングサービスに関する部分については、平成15年10月14日より実施します。

附 則（平成15年10月24日 経企本 第03-0176号）

（実施期日）

この改正規定は、平成15年11月1日より実施します。

ただし、国際アウトローミングサービスに関する部分については、平成15年11月4日より、当社が別に定めるIP電話事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に限り。）に関する部分については、平成15年11月5日より実施します。

附 則（平成15年11月13日 経企本 第03-205号）

（実施期日）

この改正規定は、平成15年11月20日より実施します。

附 則（平成15年11月26日 経企本 第03-220号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成15年12月1日より実施します。

（相互接続通信に関する経過措置）

2 この改正規定の実施の際現に、IP電話事業者（日本テレコム株式会社に限り。）に係る電気通信設備から行った通信であって、別記36に規定する通信は、当社が別に定める日より実施します。

附 則（平成15年12月9日 経企本 第03-235号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成15年12月11日より実施します。

(相互接続通信に関する経過措置)

- 2 この改正規定の実施の際現に、IP電話事業者(株式会社パワードコムに限ります。)に係る電気通信設備から行った通信であって、別記36に規定する通信は、当社が別に定める日より実施します。

附 則(平成15年12月9日 経企本 第03-0233号)

(実施期日)

この改正規定は、平成15年12月15日より実施します。

ただし、利用に係る契約者の義務に関する部分、国際アウトローミングサービスに関する部分又は国際メッセージ通信を行うことができる海外事業者に関する部分については、平成15年12月16日より、3Gサービス申込の方法に関する部分については平成15年12月17日より実施します。

附 則(平成16年1月8日 経企本 第03-0263号)

(実施期日)

この改正規定は、平成16年1月8日より実施します。

ただし、この改正規定中、付加機能の取扱い等に関する部分又は特定番号通信サービスに関する部分については、平成16年1月15日より実施します。

附 則(平成16年1月14日 経企本 第03-0261号)

(実施期日)

この改正規定は、平成16年1月22日より実施します。

ただし、モバイル テレコミュニケーションズ カンパニーに関する部分については、平成16年1月26日より、ピープルズ テレフォン カンパニー リミテッドに関する部分については、平成16年1月29日より実施します。

附 則(平成16年1月26日 経企本 第03-0267号)

(実施期日)

この改正規定は、平成16年2月1日より実施します。

ただし、IP電話事業者に関する部分については平成16年2月12日より実施します。

附 則(平成16年2月6日 経企本 第03-0273号)

(実施期日)

この改正規定は、平成16年2月14日より実施します。

附 則(平成16年2月17日 経企本 第03-0279号)

(実施期日)

この改正規定は、平成16年2月24日より実施します。

附 則(平成16年2月23日 経企本 第03-0284号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年3月1日より実施します。

ただし、この改正規定中、IP電話事業者(東北インテリジェント通信株式会社に限ります。)に関する部分については平成16年3月8日より実施します。

(相互接続に関する経過措置)

- 2 この改正規定の実施の際現に、IP電話事業者(株式会社ケイ・オブティコムに限ります。)に係る電気通信設備から行った通信であって、別記36に規定する通話は、当社が別に定める日より実施します。

附 則(平成16年2月26日 経企本 第03-289号)

(実施期日)

この改正規定は、平成16年3月4日より実施します。

附 則(平成16年3月2日 経企本 第03-296号)

(実施期日)

この改正規定は、平成16年3月10日より実施します。

附 則 (平成16年2月26日 経企本 第03-0283号)
(実施期日)

この改正規定は、平成16年3月15日より実施します。

附 則 (平成16年3月11日 経企本 第03-0298号)
(実施期日)

この改正規定は、平成16年3月18日より実施します。

附 則 (平成16年3月22日 経企本 第03-0306号)
(実施期日)

この改正規定は、平成16年3月29日より実施します。

附 則 (平成16年3月25日 経企本 第03-0314号)
(実施期日)

この改正規定は、平成16年4月1日より実施します。

附 則 (平成16年4月12日 経企本 第04-0005号)
(実施期日)

この改正規定は、平成16年4月15日より実施します。

ただし、この改正規定中、IP電話事業者(株式会社エヌ・ティ・ティ エムイーに限ります。)に関する部分については平成16年4月16日より、国際アウトローミングサービスに関する部分については平成16年4月19日より実施します。

附 則 (平成16年4月23日 経企本 第04-0015号)
(実施期日)

この改正規定は、平成16年4月28日より実施します。

附 則 (平成16年5月12日 経企本 第04-0023号)
(実施期日)

この改正規定は、平成16年5月17日より実施します。

附 則 (平成16年5月25日 経企本 第04-0037号)
(実施期日)

この改正規定は、平成16年6月1日より実施します。

附 則 (平成16年6月7日 経企本 第04-0046号)
(実施期日)

この改正規定は、平成16年6月10日より実施します。

附 則 (平成16年6月24日 経企本 第04-0064号)
(実施期日)

この改正規定は、平成16年6月29日より実施します。

附 則 (平成16年6月24日 経企本 第04-0065号)
(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年7月1日より実施します。

(解除料に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、定期契約者(当社から一定の利用期間について3G通信サービスの提供を受けるための契約を締結している契約者をいいます。)であって、3G通信サービス契約を解除する場合には、その定期契約(当社から一定の利用期間について3G通信サービスの提供を受けるための契約をいいます。)が平成15年9月17日から平成16年4月30日までに締結されたものであって、平成16年7月1日から平成16年7月31日の期間中において、この改正規定実施前の料金表第1表第3(通信料)1適用(8)欄、(14)欄又は料金表第3通信料2通信額2-1-1(2)の規定の変更を理由として3G通信サービスを解除することを予め当社に申し出た場合に限り、第56条(解除料の支払い義務)又は料金表第6(解除料)1適用の規定にかかわらず、解除料の支払いを要さないものとします。

附 則（平成16年7月6日 経企本 第04-0074号）
（実施期日）
この改正規定は、平成16年7月12日より実施します。

附 則（平成16年7月14日 経企本 第04-0079号）
（実施期日）
この改正規定は、平成16年7月21日より実施します

附 則（平成16年8月6日 経企本 第04-0095号）
（実施期日）
この改正規定は、平成16年8月11日より実施します。

（協定事業者に係る経過措置）
この改正規定実施の際現に、平成16年8月1日より実施日までの間については株式会社サークルアジアに係る部分を株式会社安子の電話と読みかえるものとします。

附 則（平成16年8月19日 経企本 第04-0102号）
（実施期日）
この改正規定は、平成16年8月26日より実施します。

附 則（平成16年8月26日 経企本 第04-0109号）
（実施期日）
この改正規定は、平成16年9月1日より実施します。

附 則（平成16年9月16日 渉外 第04-001号）
（実施期日）
この改正規定は、平成16年9月21日より実施します。

附 則（平成16年9月27日 渉外 第04-0010号）
（実施期日）
この改正規定は、平成16年10月1日より実施します。

附 則（平成16年10月6日 渉外 第04-0020号）
（実施期日）
この改正規定は、平成16年10月12日より実施します。

附 則（平成16年10月25日 渉外 第04-0025号）
（実施期日）
この改正規定は、平成16年11月4日より実施します。

附 則（平成16年11月5日 渉外 第04-0035号）
（実施期日）
この改正規定は、平成16年11月10日より実施します。
ただし、この改正規定中、留守番電話機能の区分2に係るものについては平成16年11月13日より、区分1に係るものについては平成16年11月17日より実施します。なお、区分1において、平成16年11月16日以前より3Gサービス又はボーダフォンモバイルオフィス契約の適用を受けている契約者については、当社が別に定める日より実施します。

附 則 (平成16年11月12日 渉外 第04-0040号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年11月21日より実施します。

ただし、この改正規定中、付加機能使用料に係るものについては平成16年11月26日より、特定第七種ボーダフォンサービス契約、特定第八種ボーダフォンサービス契約又は特定第九種ボーダフォンサービス契約に係るものについては平成17年1月1日より実施します。

(各種割引の適用等に関する経過措置)

2 ボーダフォン電話サービス契約を締結していた者が、当該契約を解除すると同時に3Gサービス契約を締結する場合であって、次表に規定する者についての特定回線基本使用料及び特定回線通信料の適用を、次のとおりとします。ただし、当該契約者から3G通信サービス契約約款料金表第3別表に定める指定回線基本使用料の適用の申込があった場合はこの限りではありません。

	内容
特定第一種ボーダフォンサービス契約	当社から3Gサービスの提供を受けるための契約であって、契約の締結に当たって、当社所定の申込書を北海道のサービス取扱所へ届け出たもののうち、当社が別に定めるもの
特定第二種ボーダフォンサービス契約	当社から3Gサービスの提供を受けるための契約であって、契約の締結に当たって、当社所定の申込書を青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県又は新潟県のサービス取扱所へ届け出たもののうち、当社が別に定めるもの
特定第三種ボーダフォンサービス契約	当社から3Gサービスの提供を受けるための契約であって、契約の締結に当たって、当社所定の申込書を茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県又は長野県のサービス取扱所へ届け出たもののうち、当社が別に定めるもの
特定第四種ボーダフォンサービス契約	当社から3Gサービスの提供を受けるための契約であって、契約の締結に当たって、当社所定の申込書を富山県、石川県又は福井県のサービス取扱所へ届け出たもののうち、当社が別に定めるもの
特定第五種ボーダフォンサービス契約	当社から3Gサービスの提供を受けるための契約であって、契約の締結に当たって、当社所定の申込書を岐阜県、静岡県、愛知県又は三重県のサービス取扱所へ届け出たもののうち、当社が別に定めるもの
特定第六種ボーダフォンサービス契約	当社から3Gサービスの提供を受けるための契約であって、契約の締結に当たって、当社所定の申込書を滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県又は和歌山県のサービス取扱所へ届け出たもののうち、当社が別に定めるもの
特定第七種ボーダフォンサービス契約	当社から3Gサービスの提供を受けるための契約であって、契約の締結に当たって、当社所定の申込書を鳥取県、島根県、岡山県、広島県又は山口県のサービス取扱所へ届け出たもののうち、当社が別に定めるもの
特定第八種ボーダフォンサービス契約	当社から3Gサービスの提供を受けるための契約であって、契約の締結に当たって、当社所定の申込書を徳島県、香川県、愛媛県又は高知県のサービス取扱所へ届け出たもののうち、当社が別に定めるもの
特定第九種ボーダフォンサービス契約	当社から3Gサービスの提供を受けるための契約であって、契約の締結に当たって、当社所定の申込書を福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県又は沖縄県のサービス取扱所へ届け出たもののうち、当社が別に定めるもの

3 特定第一種ボーダフォンサービスに係るその特定回線基本使用料の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、当社が別に定める利用を目的とした特定第一種ボーダフォンサービス契約者の選択により、特定回線群(ボーダフォン電話サービスの契約者回線(ボーダフォン電話サービスに係る契約に基づいて、無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設置される電気通信回線であって、当社が別に定めるもの)に限ります。以下本項及び第12項において同じとします。)又は特定第一種ボーダフォンサービスの契約者回線により構成される回線群であって、その全てが同一の契約者に係るものに限ります。以下この第3項において同じとします。)のうち特定第一種ボーダフォンサービスの契約者回線に係る基本使用料について、選択した料金種別(以下この第3項において「選択料金種別」といいます。)により、その料金額に規定する基本使用料に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

1 契約ごとに

種 類	選択料金種別	料金額 (月額)
(ア) その契約者回線が代表回線(特定回線群を代表する1の契約者回線をいいます。以下この第3項において同じとします。)であるとき。	第1種	14,500円 (15,225円)
	第2種	9,800円 (10,290円)
	第3種	5,900円 (6,195円)
	第4種	3,900円 (4,095円)

	第5種	9,800円 (10,290円)
	第6種	3,500円 (3,675円)
	第8種	20,000円 (21,000円)
	第9種	5,900円 (6,195円)
(イ) その契約者回線が特定回線(特定回線群を構成する契約者回線であって、代表回線以外のもをいいます。以下この第3項において同じとします。)であるとき。	第1種	7,250円 (7,612.5円)
	第2種	4,900円 (5,145円)
	第3種	2,950円 (3,097.5円)
	第4種	1,950円 (2,047.5円)
	第5種	4,900円 (5,145円)
	第6種	1,750円 (1,837.5円)
	第8種	10,000円 (10,500円)
	第9種	2,950円 (3,097.5円)

(2) 特定第一種ボーダフォンサービス契約を締結し、特定回線基本使用料の適用を受ける者は、この改正規定の実施日から、ボーダフォン電話サービス約款の規定によりボーダフォンサービス契約を締結している契約者回線を、特定回線として選択することができます。

(3) (1) から(2) 以外のその他の提供条件については、当社が別に定めるとおりとします。

※本項に規定する当社が別に定める契約者回線は、第一種ジェイフォンサービス及びボーダフォンサービスに係る契約者回線とします。

4 特定第二種ボーダフォンサービスに係るその特定回線基本使用料の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、当社が別に定める利用を目的とした特定第二種ボーダフォンサービス契約者の選択により、特定回線群(ボーダフォン電話サービスの契約者回線(ボーダフォン電話サービスに係る契約に基づいて、無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設置される電気通信回線であって、当社が別に定めるものに限ります。以下本項及び第13項において同じとします。)又は特定第二種ボーダフォンサービスの契約者回線により構成される回線群であって、その全てが同一の契約者に係るものに限ります。以下この第4項において同じとします。)のうち特定第二種ボーダフォンサービスの契約者回線に係る基本使用料について、選択した料金種別(以下この第4項において「選択料金種別」といいます。)により、その料金額に規定する基本使用料に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

1 契約ごとに

種 類	選択料金種別	料金額 (月額)
(ア) その契約者回線が代表回線(特定回線群を代表する1の契約者回線をいいます。以下この第4項において同じとします。)であるとき。	第1種	14,500円 (15,225円)
	第2種	9,800円 (10,290円)
	第3種	5,900円 (6,195円)
	第4種	3,900円 (4,095円)
	第5種	9,800円 (10,290円)
	第6種	3,500円 (3,675円)
	第8種	20,000円 (21,000円)
	第9種	5,900円 (6,195円)
(イ) その契約者回線が特定回線(特定回線群を構成する契約者回線であって、代表回線以外のもをいいます。以下この第4項において同じとします。)であるとき。	第1種	11,600円 (12,180円)
	第2種	7,840円 (8,232円)
	第3種	4,720円 (4,956円)
	第4種	3,120円 (3,276円)
	第5種	7,840円 (8,232円)
	第6種	2,800円 (2,940円)
	第8種	16,000円 (16,800円)

	第9種	4,720円 (4,956円)
--	-----	-----------------

(2) 特定第二種ボーダフォンサービス契約を締結し、特定回線基本使用料の適用を受ける者は、この改正規定の実施日から、ボーダフォン電話サービス約款の規定によりボーダフォンサービス契約を締結している契約者回線を、特定回線として選択することができます。

(3) (1) から(2) 以外のその他の提供条件については、当社が別に定めるとおりとします。

※本項に規定する当社が別に定める契約者回線は、第二種ジェイフォンサービス及びボーダフォンサービスに係る契約者回線とします。

5 特定第三種ボーダフォンサービスに係るその特定回線基本使用料の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、当社が別に定める利用を目的とした特定第三種ボーダフォンサービス契約者の選択により、特定回線群（ボーダフォン電話サービスの契約者回線（ボーダフォン電話サービスに係る契約に基づいて、無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設置される電気通信回線であって、当社が別に定めるものに限ります。以下本項及び第14項において同じとします。）又は特定第三種ボーダフォンサービスの契約者回線により構成される回線群であって、その全てが同一の契約者に係るものに限ります。以下この第5項において同じとします。）のうち特定第三種ボーダフォンサービスの契約者回線に係る基本使用料について、選択した料金種別（以下この第5項において「選択料金種別」といいます。）により、その料金額に規定する基本使用料に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

1 契約ごとに

種 類	選択料金種別	料金額 (月額)
(ア) その契約者回線が代表回線(特定回線群を代表する1の契約者回線をいいます。以下この第5項において同じとします。)であるとき。	第1種	14,500円 (15,225円)
	第2種	9,800円 (10,290円)
	第3種	5,900円 (6,195円)
	第4種	3,900円 (4,095円)
	第5種	9,800円 (10,290円)
	第6種	3,500円 (3,675円)
	第8種	20,000円 (21,000円)
	第9種	5,900円 (6,195円)
	(イ) その契約者回線が特定回線(特定回線群を構成する契約者回線であって、代表回線以外のものをいいます。以下この第5項において同じとします。)であるとき。	第1種
第2種		4,900円 (5,145円)
第3種		2,950円 (3,097.5円)
第4種		1,950円 (2,047.5円)
第5種		4,900円 (5,145円)
第6種		1,750円 (1,837.5円)
第8種		10,000円 (10,500円)
第9種		2,950円 (3,097.5円)

(2) 特定第三種ボーダフォンサービス契約を締結し、特定回線基本使用料の適用を受ける者は、この改正規定の実施日から、ボーダフォン電話サービス約款の規定により第十種ジェイフォンサービス契約を締結していた契約者回線又はボーダフォンサービス契約を締結している契約者回線を、特定回線として選択することができます。

(3) (1) から(2) 以外のその他の提供条件については、当社が別に定めるとおりとします。

※本項に規定する当社が別に定める契約者回線は、第三種ジェイフォンサービス及びボーダフォンサービスに係る契約者回線とします。

6 特定第四種ボーダフォンサービスに係るその特定回線基本使用料の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、当社が別に定める利用を目的とした特定第四種ボーダフォンサービス契約者の選択により、特定回線群（ボーダフォン電話サービスの契約者回線（ボーダフォン電話サービスに係る契約に基づいて、無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設置される電気通信回線であって、当社が別に定めるものに限ります。以下本項及び第15項において同じとします。）又は特定第四種ボーダフォンサービスの契約者回線により構成される回線群であって、その全てが同一の契約者に係るものに限ります。以下この第6項において同じとします。）のうち特定第四種ボーダフォンサービスの契約者回線に係る基本使用料について、選択した料金種別（以下この第6項において「選択料金種別」といいます。）により、その料金額に規定する基本使用料に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

1 契約ごとに

種 類	選択料金種別	料金額 (月額)
(ア) その契約者回線が代表回線(特定回線群を代表する1の契約者回線をいいます。以下この第6項において同じとします。)であるとき。	第1種	14,500円 (15,225円)
	第2種	9,800円 (10,290円)
	第3種	5,900円 (6,195円)
	第4種	3,900円 (4,095円)
	第5種	9,800円 (10,290円)
	第6種	3,500円 (3,675円)
	第8種	20,000円 (21,000円)
	第9種	5,900円 (6,195円)
	(イ) その契約者回線が特定回線(特定回線群を構成する契約者回線であって、代表回線以外のもをいいます。以下この第6項において同じとします。)であるとき。	第1種
第2種		4,900円 (5,145円)
第3種		2,950円 (3,097.5円)
第4種		1,950円 (2,047.5円)
第5種		4,900円 (5,145円)
第6種		1,750円 (1,837.5円)
第8種		10,000円 (10,500円)
第9種		2,950円 (3,097.5円)

(2) 特定第四種ボーダフォンサービス契約を締結し、特定回線基本使用料の適用を受ける者は、この改正規定の実施日から、ボーダフォン電話サービス約款の規定によりボーダフォンサービス契約を締結している契約者回線を、特定回線として選択することができます。

(3) (1) から(2) 以外のその他の提供条件については、当社が別に定めるとおりとします

※本項に規定する当社が別に定める契約者回線は、第四種ジェイフォンサービス及びボーダフォンサービスに係る契約者回線とします。

7 特定第五種ボーダフォンサービスに係るその特定回線基本使用料の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、当社が別に定める利用を目的とした特定第五種ボーダフォンサービス契約者の選択により、特定回線群(ボーダフォン電話サービスの契約者回線(ボーダフォン電話サービスに係る契約に基づいて、無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設置される電気通信回線であって、当社が別に定めるもの)に限ります。以下本項及び第17項において同じとします。)又は特定第五種ボーダフォンサービスの契約者回線により構成される回線群であって、その全てが同一の契約者に係るものに限ります。以下この第7項において同じとします。)のうち特定第五種ボーダフォンサービスの契約者回線に係る基本使用料について、選択した料金種別(以下この第7項において「選択料金種別」といいます。)により、その料金額に規定する基本使用料に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

1 契約ごとに

種 類	選択料金種別	料金額 (月額)
(ア) その契約者回線が代表回線(特定回線群を代表する1の契約者回線をいいます。以下この第7項において同じとします。)であるとき。	第1種	14,500円 (15,225円)
	第2種	9,800円 (10,290円)
	第3種	5,900円 (6,195円)
	第4種	3,900円 (4,095円)
	第5種	9,800円 (10,290円)
	第6種	3,500円 (3,675円)
	第8種	20,000円 (21,000円)
	第9種	5,900円 (6,195円)
	(イ) その契約者回線が特定回線(特定回線群を構成する契約者回線であって、代表回線以外	第1種
第2種		4,900円 (5,145円)

のものをいいます。以下この第7項において同じとします。) であるとき。	第3種	2,950円 (3,097.5円)
	第4種	1,950円 (2,047.5円)
	第5種	4,900円 (5,145円)
	第6種	1,750円 (1,837.5円)
	第8種	10,000円 (10,500円)
	第9種	2,950円 (3,097.5円)

(2) 特定第五種ボーダフォンサービス契約を締結し、特定回線基本使用料の適用を受ける者は、この改正規定の実施日から、ボーダフォン電話サービス約款の規定によりボーダフォンサービス契約を締結している契約者回線を、特定回線として選択することができます。

(3) (1) から(2) 以外のその他の提供条件については、当社が別に定めるとおりとします

※本項に規定する当社が別に定める契約者回線は、第五種ジェイフォンサービス及びボーダフォンサービスに係る契約者回線とします。

8 特定第六種ボーダフォンサービスに係るその特定回線基本使用料の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、当社が別に定める利用を目的とした特定第六種ボーダフォンサービス契約者の選択により、特定回線群(ボーダフォン電話サービスの契約者回線(ボーダフォン電話サービスに係る契約に基づいて、無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設置される電気通信回線であって、当社が別に定めるものに限ります。以下本項及び第17項において同じとします。)又は特定第六種ボーダフォンサービスの契約者回線により構成される回線群であって、その全てが同一の契約者に係るものに限ります。以下この第8項において同じとします。)のうち特定第六種ボーダフォンサービスの契約者回線に係る基本使用料について、選択した料金種別(以下この第8項において「選択料金種別」といいます。)により、その料金額に規定する基本使用料に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

1 契約ごとに

種 類	選択料金種別	料金額 (月額)
(ア) その契約者回線が代表回線(特定回線群を代表する1の契約者回線をいいます。以下この第8項において同じとします。) であるとき。	第1種	14,500円 (15,225円)
	第2種	9,800円 (10,290円)
	第3種	5,900円 (6,195円)
	第4種	3,900円 (4,095円)
	第5種	9,800円 (10,290円)
	第6種	3,500円 (3,675円)
	第8種	20,000円 (21,000円)
	第9種	5,900円 (6,195円)
	(イ) その契約者回線が特定回線(特定回線群を構成する契約者回線であって、代表回線以外のものをいいます。以下この第8項において同じとします。) であるとき。	第1種
第2種		4,900円 (5,145円)
第3種		2,950円 (3,097.5円)
第4種		1,950円 (2,047.5円)
第5種		4,900円 (5,145円)
第6種		1,750円 (1,837.5円)
第8種		10,000円 (10,500円)
第9種		2,950円 (3,097.5円)

(2) 特定第六種ボーダフォンサービス契約を締結し、特定回線基本使用料の適用を受ける者は、この改正規定の実施日から、ボーダフォン電話サービス約款の規定によりボーダフォンサービス契約を締結している契約者回線を、特定回線として選択することができます。

(3) (1) から(2) 以外のその他の提供条件については、当社が別に定めるとおりとします。

※本項に規定する当社が別に定める契約者回線は、第六種ジェイフォンサービス及びボーダフォンサービスに係る契約者回線とします。

9 特定第七種ボーダフォンサービスに係るその特定回線基本使用料の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、当社が別に定める利用を目的とした特定第七種ボーダフォンサービス契約者の選択により、特定回線群（ボーダフォン電話サービスの契約者回線（ボーダフォン電話サービスに係る契約に基づいて、無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設置される電気通信回線であって、当社が別に定めるものに限ります。以下本項及び第18項において同じとします。）又は特定第七種ボーダフォンサービスの契約者回線により構成される回線群であって、その全てが同一の契約者に係るものに限ります。以下この第9項において同じとします。）のうち特定第七種ボーダフォンサービスの契約者回線に係る基本使用料について、選択した料金種別（以下この第9項において「選択料金種別」といいます。）により、その料金額に規定する基本使用料に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

1 契約ごとに

種 類	選択料金種別	料金額 (月額)
特定回線群に属する契約者回線に係る基本使用料	第1種	11,600円 (12,180円)
	第2種	7,840円 (8,232円)
	第3種	4,720円 (4,956円)
	第4種	3,120円 (3,276円)
	第5種	7,840円 (8,232円)
	第6種	2,800円 (2,940円)
	第8種	16,000円 (16,800円)
	第9種	4,720円 (4,956円)

(2) 特定第七種ボーダフォンサービス契約を締結し、特定回線基本使用料の適用を受ける者は、この改正規定の実施日から、ボーダフォン電話サービス約款の規定によりボーダフォンサービス契約を締結している契約者回線を、特定回線として選択することができます。

(3) (1) から(2) 以外のその他の提供条件については、当社が別に定めるとおりとします。

※本項に規定する当社が別に定める契約者回線は、第七種ジェイフォンサービス及びボーダフォンサービスに係る契約者回線とします。

10 特定第八種ボーダフォンサービスに係るその特定回線基本使用料の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、当社が別に定める利用を目的とした特定第八種ボーダフォンサービス契約者の選択により、特定回線群（ボーダフォン電話サービスの契約者回線（ボーダフォン電話サービスに係る契約に基づいて、無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設置される電気通信回線であって、当社が別に定めるものに限ります。以下本項及び第19項において同じとします。）又は特定第八種ボーダフォンサービスの契約者回線により構成される回線群であって、その全てが同一の契約者に係るものに限ります。以下この第10項において同じとします。）のうち特定第八種ボーダフォンサービスの契約者回線に係る基本使用料について、選択した料金種別（以下この第10項において「選択料金種別」といいます。）により、その料金額に規定する基本使用料に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

1 契約ごとに

種 類	選択料金種別	料金額 (月額)
特定回線群に属する契約者回線に係る基本使用料	第1種	11,600円 (12,180円)
	第2種	7,840円 (8,232円)
	第3種	4,720円 (4,956円)
	第4種	3,120円 (3,276円)
	第5種	7,840円 (8,232円)
	第6種	2,800円 (2,940円)
	第8種	16,000円 (16,800円)
	第9種	4,720円 (4,956円)

(2) 特定第八種ボーダフォンサービス契約を締結し、特定回線基本使用料の適用を受ける者は、この改正規定の実施日から、ボーダフォン電話サービス約款の規定によりボーダフォンサービス契約を締結している契約者回線を、特定回線として選択することができます。

(3) (1) から(2) 以外のその他の提供条件については、当社が別に定めるとおりとします。

※本項に規定する当社が別に定める契約者回線は、第八種ジェイフォンサービス及びボーダフォンサービスに係る契約者回線とします。

11 特定第九種ボーダフォンサービスに係るその特定回線基本使用料の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、当社が別に定める利用を目的とした特定第九種ボーダフォンサービス契約者の選択により、特定回線群（ボーダフォン電話サービスの契約者回線（ボーダフォン電話サービスに係る契約に基づいて、無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設置される電気通信回線であって、当社が別に定めるものに限ります。以下本項及び第 20 項において同じとします。）又は特定第九種ボーダフォンサービスの契約者回線により構成される回線群であって、その全てが同一の契約者に係るものに限ります。以下この第 11 項において同じとします。）のうち特定第九種ボーダフォンサービスの契約者回線に係る基本使用料について、選択した料金種別（以下この第 11 項において「選択料金種別」といいます。）により、その料金額に規定する基本使用料に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

1 契約ごとに

種 類	選択料金種別	料金額（月額）
特定回線群に属する契約者回線に係る基本使用料	第 1 種	11,600円（12,180円）
	第 2 種	7,840円（8,232円）
	第 3 種	4,720円（4,956円）
	第 4 種	3,120円（3,276円）
	第 5 種	7,840円（8,232円）
	第 6 種	2,800円（2,940円）
	第 8 種	16,000円（16,800円）
	第 9 種	4,720円（4,956円）

(2) 特定第九種ボーダフォンサービス契約を締結し、特定回線基本使用料の適用を受ける者は、この改正規定の実施日から、ボーダフォン電話サービス約款の規定によりボーダフォンサービス契約を締結している契約者回線を、特定回線として選択することができます。

(3) (1) から(2) 以外のその他の提供条件については、当社が別に定めるとおりとします

※本項に規定する当社が別に定める契約者回線は、第九種ジェイフォンサービス及びボーダフォンサービスに係る契約者回線とします。

(特定第一種ボーダフォンサービス契約に係るその特定回線通話料割引の適用)

12 特定第一種ボーダフォンサービス契約に係るその特定回線通話料割引の適用は、次の通りとします。

(1) 当社は、基本使用料について特定回線基本使用料の適用を受けている場合に、特定回線群（1の特定回線群又は特定第一種ボーダフォンサービスの契約者回線により構成される回線群であって、その全てが同一の契約者に係るものに限ります。以下この第 12 項において同じとします。）に係る特定第一種ボーダフォンサービスの契約者回線からその特定回線群を構成する他の第一種ジェイフォンサービス、第十種ジェイフォンサービス又は特定第一種ボーダフォンサービスの契約者回線への通話に関する料金（他社相互接続通話に係る料金等通話料に合算して請求するものを含みます。）の月間累計額について、次表に規定する額の割引を適用します。

1 特定回線群ごとに

割引額
1の特定回線群に係る各々の特定第一種ボーダフォンサービスの契約者回線からその特定回線群を構成する他の第一種ジェイフォンサービス、第十種ジェイフォンサービス又は特定第一種ボーダフォンサービスの契約者回線への通話に関する料金の月間累計額に0.50を乗じて得た額の合計額

(2) (1)以外のその他の提供条件については、当社が別に定めるとおりとします。

(特定第二種ボーダフォンサービス契約に係るその特定回線通話料割引の適用)

13 特定第二種ボーダフォンサービス契約に係るその特定回線通話料割引の適用は、次の通りとします。

(1) 当社は、基本使用料について特定回線基本使用料の適用を受けている場合に、特定回線群（1の特定回線群又は特定第二種ボーダフォンサービスの契約者回線により構成される回線群であって、その全てが同一の契約者に係るものに限ります。以下この第 13 項において同じとします。）に係る特定第二種ボーダフォンサービスの契約者回線からその特定回線群を構成する他の第二種ジェイフォンサービス、第十種ジェイフォンサービス又は特定第二種ボーダフォンサービスの契約者回線への通話に関する料金（他社相互接続通話に係る料金等通話料に合算して請求するものを含みます。）の月間累計額について、次表に規定する額の割引を適用します。

1 特定回線群ごとに

割引額
1の特定回線群に係る各々の第二種ジェイフォンサービスの契約者回線からその特定回線群を構成する他の第二種ジェイフォンサービス、第十種ジェイフォンサービス又は特定第二種ボーダフォンサービスの契約者回線への通話に関する料金（税抜価格とします。）の月間累計額に0.50を乗じて得た額の合計額

(2) (1)以外のその他の提供条件については、当社が別に定めるとおりとします。

(特定第三種ボーダフォンサービス契約に係るその特定回線通話料割引の適用)

14 特定第三种ボーダフォンサービス契約に係るその特定回線通話料割引の適用は、次の通りとします。

- (1) 当社は、基本使用料について特定回線基本使用料の適用を受けている場合に、特定回線群（1の特定回線群又は特定第三种ボーダフォンサービスの契約者回線により構成される回線群であって、その全てが同一の契約者に係るものに限ります。以下この第14項において同じとします。）に係る特定第三种ボーダフォンサービスの契約者回線からその特定回線群を構成する他の第三种ジェイフォンサービス、第十種ジェイフォンサービス又は特定第三种ボーダフォンサービスの契約者回線への通話に関する料金（他社相互接続通話に係る料金等通話料に合算して請求するものを含みます。）の月間累計額について、次表に規定する額の割引を適用します。

1 特定回線群ごとに

割引額
1の特定回線群に係る各々の第三种ジェイフォンサービスの契約者回線からその特定回線群を構成する他の第三种ジェイフォンサービス、第十種ジェイフォンサービスの契約者回線又は特定第三种ボーダフォンサービスへの通話に関する料金（税抜価格とします。）の月間累計額に0.50を乗じて得た額の合計額

- (2) (1)以外のその他の提供条件については、当社が別に定めるとおりとします。

（特定第四種ボーダフォンサービス契約に係るその特定回線通話料割引の適用）

15 特定第四種ボーダフォンサービス契約に係るその特定回線通話料割引の適用は、次の通りとします。

- (1) 当社は、基本使用料について特定回線基本使用料の適用を受けている場合に、特定回線群（1の特定回線群又は特定第四種ボーダフォンサービスの契約者回線により構成される回線群であって、その全てが同一の契約者に係るものに限ります。以下この第15項において同じとします。）に係る特定第四種ボーダフォンサービスの契約者回線からその特定回線群を構成する他の第四種ジェイフォンサービス、第十種ジェイフォンサービス又は特定第四種ボーダフォンサービスの契約者回線への通話に関する料金（他社相互接続通話に係る料金等通話料に合算して請求するものを含みます。）の月間累計額について、次表に規定する額の割引を適用します。

1 特定回線群ごとに

割引額
1の特定回線群に係る各々の第四種ジェイフォンサービスの契約者回線からその特定回線群を構成する他の第四種ジェイフォンサービス、第十種ジェイフォンサービスの契約者回線又は特定第四種ボーダフォンサービスへの通話に関する料金（税抜価格とします。）の月間累計額に0.50を乗じて得た額の合計額

- (2) (1)以外のその他の提供条件については、当社が別に定めるとおりとします。

（特定第五種ボーダフォンサービス契約に係るその特定回線通話料割引の適用）

16 特定第五種ボーダフォンサービス契約に係るその特定回線通話料割引の適用は、次の通りとします。

- (1) 当社は、基本使用料について特定回線基本使用料の適用を受けている場合に、特定回線群（1の特定回線群又は特定第五種ボーダフォンサービスの契約者回線により構成される回線群であって、その全てが同一の契約者に係るものに限ります。以下この第16項において同じとします。）に係る特定第五種ボーダフォンサービスの契約者回線からその特定回線群を構成する他の第五種ジェイフォンサービス、第十種ジェイフォンサービス又は特定第五種ボーダフォンサービスの契約者回線への通話に関する料金（他社相互接続通話に係る料金等通話料に合算して請求するものを含みます。）の月間累計額について、次表に規定する額の割引を適用します。

1 特定回線群ごとに

割引額
1の特定回線群に係る各々の第五種ジェイフォンサービスの契約者回線からその特定回線群を構成する他の第五種ジェイフォンサービス、第十種ジェイフォンサービスの契約者回線又は特定第五種ボーダフォンサービスへの通話に関する料金（税抜価格とします。）の月間累計額に0.50を乗じて得た額の合計額

- (2) (1)以外のその他の提供条件については、当社が別に定めるとおりとします。

（特定第六種ボーダフォンサービス契約に係るその特定回線通話料割引の適用）

17 特定第六種ボーダフォンサービス契約に係るその特定回線通話料割引の適用は、次の通りとします。

- (1) 当社は、基本使用料について特定回線基本使用料の適用を受けている場合に、特定回線群（1の特定回線群又は特定第六種ボーダフォンサービスの契約者回線により構成される回線群であって、その全てが同一の契約者に係るものに限ります。以下この第17項において同じとします。）に係る特定第六種ボーダフォンサービスの契約者回線からその特定回線群を構成する他の第六種ジェイフォンサービス、第十種ジェイフォンサービス又は特定第六種ボーダフォンサービスの契約者回線への通話に関する料金（他社相互接続通話に係る料金等通話料に合算して請求するものを含みます。）の月間累計額について、次表に規定する額の割引を適用します。

1 特定回線群ごとに

割引額
1の特定回線群に係る各々の第六種ジェイフォンサービスの契約者回線からその特定回線群を構成する他の第六種ジェイフォンサービス、第十種ジェイフォンサービスの契約者回線又は特定第六種ボーダフォンサービスへの通話に関する料金（税抜価格とします。）の月間累計額に0.50を乗じて得た額の合計額

- (2) (1)以外のその他の提供条件については、当社が別に定めるとおりとします。

(特定第七種ボーダフォンサービス契約に係るその特定回線通話料割引の適用)

18 特定第七種ボーダフォンサービス契約に係るその特定回線通話料割引の適用は、次の通りとします。

- (1) 当社は、基本使用料について特定回線基本使用料の適用を受けている場合に、特定回線群（1の特定回線群又は特定第七種ボーダフォンサービスの契約者回線により構成される回線群であって、その全てが同一の契約者に係るものに限ります。以下この第18項において同じとします。）に係る特定第七種ボーダフォンサービスの契約者回線からその特定回線群を構成する他の第七種ジェイフォンサービス、第十種ジェイフォンサービス又は特定第七種ボーダフォンサービスの契約者回線への通話に関する料金（他社相互接続通話に係る料金等通話料に合算して請求するものを含みます。）の月間累計額について、次表に規定する額の割引を適用します。

1 特定回線群ごとに

割引額
1の特定回線群に係る各々の第七種ジェイフォンサービスの契約者回線からその特定回線群を構成する他の第七種ジェイフォンサービス、第十種ジェイフォンサービスの契約者回線又は特定第七種ボーダフォンサービスへの通話に関する料金（税抜価格とします。）の月間累計額に0.50を乗じて得た額の合計額

- (2) (1)以外のその他の提供条件については、当社が別に定めるとおりとします

(特定第八種ボーダフォンサービス契約に係るその特定回線通話料割引の適用)

19 特定第八種ボーダフォンサービス契約に係るその特定回線通話料割引の適用は、次の通りとします。

- (1) 当社は、基本使用料について特定回線基本使用料の適用を受けている場合に、特定回線群（1の特定回線群又は特定第八種ボーダフォンサービスの契約者回線により構成される回線群であって、その全てが同一の契約者に係るものに限ります。以下この第19項において同じとします。）に係る特定第八種ボーダフォンサービスの契約者回線からその特定回線群を構成する他の第八種ジェイフォンサービス、第十種ジェイフォンサービス又は特定第八種ボーダフォンサービスの契約者回線への通話に関する料金（他社相互接続通話に係る料金等通話料に合算して請求するものを含みます。）の月間累計額について、次表に規定する額の割引を適用します。

1 特定回線群ごとに

割引額
1の特定回線群に係る各々の第八種ジェイフォンサービスの契約者回線からその特定回線群を構成する他の第八種ジェイフォンサービス、第十種ジェイフォンサービスの契約者回線又は特定第八種ボーダフォンサービスへの通話に関する料金（税抜価格とします。）の月間累計額に0.50を乗じて得た額の合計額

- (2) (1)以外のその他の提供条件については、当社が別に定めるとおりとします

(特定第九種ボーダフォンサービス契約に係るその特定回線通話料割引の適用)

20 特定第九種ボーダフォンサービス契約に係るその特定回線通話料割引の適用は、次の通りとします。

- (1) 当社は、基本使用料について特定回線基本使用料の適用を受けている場合に、特定回線群（1の特定回線群又は特定第九種ボーダフォンサービスの契約者回線により構成される回線群であって、その全てが同一の契約者に係るものに限ります。以下この第20項において同じとします。）に係る特定第九種ボーダフォンサービスの契約者回線からその特定回線群を構成する他の第九種ジェイフォンサービス、第十種ジェイフォンサービス又は特定第九種ボーダフォンサービスの契約者回線への通話に関する料金（他社相互接続通話に係る料金等通話料に合算して請求するものを含みます。）の月間累計額について、次表に規定する額の割引を適用します。

1 特定回線群ごとに

割引額
1の特定回線群に係る各々の第九種ジェイフォンサービスの契約者回線からその特定回線群を構成する他の第九種ジェイフォンサービス、第十種ジェイフォンサービスの契約者回線又は特定第九種ボーダフォンサービスへの通話に関する料金（税抜価格とします。）の月間累計額に0.50を乗じて得た額の合計額

- (2) (1)以外のその他の提供条件については、当社が別に定めるとおりとします。

附 則（平成16年11月25日 渉外 第04-0049号）

（その他）

渉外 第04-0040号（平成16年11月12日）の附則（実施期日）第1項を次のように改めます。

ただし、この改正規定中、特定第七種ボーダフォンサービス契約、特定第八種ボーダフォンサービス契約又は特定第九種ボーダフォンサービス契約に係るものについては平成17年1月1日より、付加機能使用料に係るものについては当社が別に定める日より実施します。

附 則（平成16年11月26日 渉外 第04-0048号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年12月1日より実施します。

ただし、この改正規定中、フュージョン・コミュニケーションズ株式会社に係るものについては平成16年12月13日より実施します。

(相互接続通信に関する経過措置)

2 この改正規定の実施の際現に、IP電話事業者（フュージョン・コミュニケーションズ株式会社に限ります。）に係る電気通信設備から行った通信であって、別記36に規定する通信は当社が別に定める日より実施します。

附 則（平成16年12月10日 渉外 第04-0060号）

（実施期日）

この改正規定は、平成16年12月16日より実施します。

附 則（平成16年12月22日 渉外 第04-0068号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年12月23日より実施します。

ただし、この改正規定中、KVH株式会社に係るものについては平成17年1月1日より実施します。

(料金に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成16年12月31日までの間において、当社と3Gサービス契約を締結した契約者（3Gサービス契約を締結していた者が当該契約を解除すると同時に新たに3Gサービス契約（解除のあった契約と異なる区分となるものを除きます。）を締結した場合を除きます。）であって次表に規定する料金種別かつ、基本使用料の適用又は取扱いを選択している場合は、平成17年4月又は5月に当社から請求を行う料金について、この約款の規定に関わらず、次表の適用を行います。

この場合において、減額の適用を行う料金月の末日時点における料金種別及び基本使用料の適用又は取扱いについて、次表に規定するもの以外を選択しているときは、当社は当該料金月について次表の適用を行いません。

1の料金月について1契約ごとに

区分		適用
料金種別	基本使用料の適用又は取扱い	
第1種から第6種又は第8種から第9種	料金表第1表 第1別表(3)第二種定期契約に係る基本使用料の取扱い又は(11)障害者割引にかかる基本使用料の適用	対象となる料金月において、当社が3Gサービス契約者に請求する料金（この約款に規定する料金に限りません。）の月間累計額（以下、「月間累計額」といいます。）から2,500円を減算します。この場合において、減算額が減算対象料金月の月間累計額を上回った場合、当社はこれを翌月に繰越します。ただし、料金表第1表第1別表(6)指定回線基本使用料の適用を選択している場合において、本適用の対象となる契約者回線の料金が減算額に満たなかった場合、当該契約者回線と当該契約者回線が属する指定回線群の他の契約者回線の月間累計額とを合算して減額の適用を行います。

附 則（平成17年1月7日 渉外 第04-0070号）

（実施期日）

この改正規定は、平成17年1月14日より実施します。

附 則（平成17年1月26日 渉外 第04-0078号）

（実施期日）

この改正規定は、平成17年1月27日より実施します。

ただし、この改正規定中、通信利用の制限に係るものについては平成17年1月28日より、指定先電気通信番号への通信料の月額割引の適用及び指定回線通信料割引の適用に係るものについては平成17年2月1日より、IP電話事業者に係るものについては平成17年2月2日より実施します。

附 則（平成17年2月14日 渉外 第04-0093号）

（実施期日）

この改正規定は、平成17年2月17日より実施します。

附 則 (平成17年2月23日 渉外 第04-0098号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年3月1日より実施します。

(料金に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成17年3月31日までの間において、当社と総合サービス契約(一般総合サービス契約、一般総合モバイルオフィス契約、一般総合国際サービス契約、一般総合国際モバイルオフィス契約、第一種から第四種に係る定期総合サービス契約、第一種から第二種に係る定期総合ボーダフォンモバイルオフィス契約、第一種から第四種に係る定期総合国際サービス契約又は第一種から第二種に係る定期総合国際ボーダフォンモバイルオフィス契約)に限り、以下この項において同じとします。)を締結した契約者(料金種別の第10種又は第11種を選択している者及び国際ローミング契約者を除きます。以下この項において同じとします。)の国際通信料金(料金表第1表第3(通信料)2-1-1(1)ウ(7)一般国際通信に係る通信料)に限り、以下この項において同じとします。)の取扱いについては、割引対象期間(その届出により、当社が取扱所交換設備へ必要な登録を完了した日から31日間に限り、以下この項において同じとします。)の通信に限り、この約款の規定に関わらず次表に規定する通りとします。

1 契約ごとに

国際通信料金に係る減算の適用
当社は、割引対象期間における国際通信料金に0.50を乗じて得た金額(10,000円を上限とします。)を当社が別に定める4料金月(以下この項において減算適用期間といいます。)に分割して契約者に請求する料金(この約款に規定する料金に限り、)の月間累計額から減算します。尚、当社はその計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。この場合において、減算額が減算適用期間における各月の月間累計額を上回った場合、当社はこれを翌料金月に繰越します。

この場合において、割引対象期間終了日までに総合サービス契約の解除があった場合、当社は上表の適用を行いません。また、減算適用期間内に3G通信サービス契約の解除があった場合、当社は減算額の残高は清算しないものとします。

ただし、一般総合サービス契約、一般総合モバイルオフィス契約、一般総合国際サービス契約、一般総合国際モバイルオフィス契約、第一種から第四種に係る定期総合サービス契約、第一種から第二種に係る定期総合ボーダフォンモバイルオフィス契約、第一種から第四種に係る定期総合国際サービス契約又は第一種から第二種に係る定期総合国際ボーダフォンモバイルオフィス契約を締結していた者が、当該契約を解除すると同時に新たに一般総合サービス契約、一般総合モバイルオフィス契約、一般総合国際サービス契約、一般総合国際モバイルオフィス契約、第一種から第四種に係る定期総合サービス契約、第一種から第二種に係る定期総合ボーダフォンモバイルオフィス契約、第一種から第四種に係る定期総合国際サービス契約又は第一種から第二種に係る定期総合国際ボーダフォンモバイルオフィス契約を締結する場合はこの限りではありません。

(協定事業者に係る経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、平成17年2月18日より実施日までの間についてはケーブル・アンド・ワイヤレスIDC株式会社に係る部分を日本テレコムIDC株式会社と読みかえるものとします。

(その他)

- 4 渉外 第04-0040号(平成16年12月22日)の附則(料金に関する経過措置)の規定を次のように改めます。
2 ボーダフォン電話サービス契約を締結していた者が、当該契約を解除すると同時に3Gサービス契約を締結する場合であって、次表に規定する者についての特定回線基本使用料及び特定回線通信料の適用を、次のとおりとします。ただし、当該契約者から3G通信サービス契約約款料金表第3別表に定める指定回線基本使用料の適用の申込があった場合はこの限りではありません。

	内容
特定第一種ボーダフォンサービス契約	当社から3Gサービスの提供を受けるための契約であって、契約の締結に当たって、当社所定の申込書を北海道のサービス取扱所へ届け出たもののうち、当社が別に定めるもの
特定第二種ボーダフォンサービス契約	当社から3Gサービスの提供を受けるための契約であって、契約の締結に当たって、当社所定の申込書を青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県又は新潟県のサービス取扱所へ届け出たもののうち、当社が別に定めるもの
特定第三種ボーダフォンサービス契約	当社から3Gサービスの提供を受けるための契約であって、契約の締結に当たって、当社所定の申込書を茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県のサービス取扱所へ届け出たもののうち、当社が別に定めるもの
特定第四種ボーダフォンサービス契約	当社から3Gサービスの提供を受けるための契約であって、契約の締結に当たって、当社所定の申込書を富山県、石川県又は福井県のサービス取扱所へ届け出たもののうち、当社が別に定めるもの
特定第五種ボーダフォンサービス契約	当社から3Gサービスの提供を受けるための契約であって、契約の締結に当たって、当社所定の申込書を岐阜県、静岡県、愛知県又は三重県のサービス取扱所へ届け出たもののうち、当社が別に定めるもの

特定第六種ボーダフォンサービス契約	当社から3Gサービスの提供を受けるための契約であって、契約の締結に当たって、当社所定の申込書を滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県又は和歌山県のサービス取扱所へ届け出たもののうち、当社が別に定めるもの
特定第七種ボーダフォンサービス契約	当社から3Gサービスの提供を受けるための契約であって、契約の締結に当たって、当社所定の申込書を鳥取県、島根県、岡山県、広島県又は山口県のサービス取扱所へ届け出たもののうち、当社が別に定めるもの
特定第八種ボーダフォンサービス契約	当社から3Gサービスの提供を受けるための契約であって、契約の締結に当たって、当社所定の申込書を徳島県、香川県、愛媛県又は高知県のサービス取扱所へ届け出たもののうち、当社が別に定めるもの
特定第九種ボーダフォンサービス契約	当社から3Gサービスの提供を受けるための契約であって、契約の締結に当たって、当社所定の申込書を福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県又は沖縄県のサービス取扱所へ届け出たもののうち、当社が別に定めるもの

この場合において、岐阜県中津川市山口及び岐阜県中津川市馬籠は特定第三種ボーダフォンサービス契約に含むものとします。

附 則 (平成17年3月8日 渉外 第04-0110号)
(実施期日)

この改正規定は、平成17年3月10日より実施します。

附 則 (平成17年3月28日 渉外 第04-0122号)
(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年3月30日より実施します。

ただし、この改正規定中、個人情報に関する部分、グローバルコールプランに関する部分、国際メッセージ通信に関する部分及び協定事業者に関する部分については平成17年4月1日より実施します。

(グローバルコールプランに係る経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により料金種別が第7種のもの（以下グローバルコールプランといいます。）を選択している契約者に提供する3G通信サービスに係る料金その他の提供条件は次の規定によるほか、改正後の料金表の規定によります。

(1) 基本使用料

料金額 (月額)
3,500円 (3,675円)

(2) 基本使用料の取り扱い

基本使用料の適用については、第54条（基本使用料等の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ア 基本使用料金の取り扱いとは、基本使用料についてグローバルコールプランを選択している場合に、(1)に規定する基本使用料から次表に規定する額の減額を行うことをいいます。

1 契約ごとに

基本使用料の減額
2,900円 (3,045円)

イ アの表に規定する基本使用料の減額は、その3Gサービスの契約者回線との間の通信が行われなかった場合に限り、取り扱います。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、この取扱いの対象とします。

(ア) 3Gサービスの契約者回線から行った通信に係るもの

① 国際アウトローミングサービスの利用による相互接続通信が行われたとき。

② 自動着信転送機能の利用による通信を行ったとき。

③ 留守番通信機能の利用による通信を行ったとき。

④ 電気通信番号規則第11条（緊急通報）の規定に基づく緊急通報に関する緊急機関への通信（ボーダフォン電話サービスの電気通信回線（ボーダフォン電話サービス契約約款に規定する緊急通報用電話契約に基づいて、ボーダフォン電話サービスに関する業務を行う当社の事業所と契約の申込者が指定する場所との間に設置されるもの）への通信を含みます。）を行ったとき。

⑤ 3G通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへ通信を行ったとき。

(イ) 3Gサービスの契約者回線へ行われた通信に係るもの

① メッセージ通信モードによる通信が行われたとき。

② 国際アウトローミングサービスを利用している3Gサービスの契約者回線へ通信が行われたとき。

③ 自動着信転送機能を利用している3Gサービスの契約者回線から転送が行われたとき。

④ 留守番通信機能を利用している3Gサービスの契約者回線へ通信が行われた場合であって、当該留守番通信機能への

接続が行われたとき。

⑤ 迷惑電話防止機能を利用している3Gサービスの契約者回線へ当該迷惑通信防止機能に登録された電気通信番号に係る契約者回線等（契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備等をいいます。）から通信が行われたとき。

ウ グローバルコールプランに係る基本使用料の取扱いを開始する場合は、3Gサービス契約者がグローバルコールプランを選択し、当該料金種別の料金額の適用を開始した日の属する料金月以降の基本使用料について、グローバルコールプランに係る基本使用料の取扱いの対象とします。

ただし、当社の業務の遂行上やむを得ないときは、この限りではありません。

エ グローバルコールプランに係る基本使用料の取扱いを廃止する場合は、その廃止により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月までの基本使用料について、グローバルコールプランに係る基本使用料の取扱いの対象とします。

ただし、当社の業務の遂行上やむを得ないときは、この限りではありません。

オ グローバルコールプランに係る基本使用料の取扱いは、料金月単位で行います。

カ アの表に規定する基本使用料の減額は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(3) グローバルコールプランに係る第一種定期契約に係る基本使用料の取扱い

ア 第一種定期契約に係る基本使用料の取扱いとは、第一種定期契約（第一種定期3Gサービス契約に限ります。以下この欄において同じとします。）に係る基本使用料（(1)欄に規定する基本使用料の取扱いを受けているときは、その取扱い後の料金額とします。以下この欄において同じとします。）から、料金表第1別表(2)に規定する額の減額を行うことをいいます。また、その他の提供条件についてはなお従前のおりとしします。

(4) 通信料

(1) 通話モードによる通信に係るもの

ア 契約者回線から行った通信であってイからウ以外のもの

区分	料金額（1分までごとに次の料金額）			
	昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝
			日中	
通信料	40円（42円）	60円（63円）	40円（42円）	60円（63円）

イ 相互接続通信(国際通信に係るものを除きます。)に係るもの

区分	料金額（1分までごとに次の料金額）			
	昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝
			日中	
通信料	50円（52.5円）	60円（63円）	50円（52.5円）	60円（63円）

ウ 国際通信に係るもの

(ア) 一般国際通信に係るもの

区分	料金額（30秒までごとに次の料金額）			
通信料	昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝
国際通信地域区分			祝日	
グループ1	45円		27円	
グループ2	65円		36円	
グループ3	65円		36円	
グループ4	85円		50円	
グループ5	85円		55円	
グループ6	85円		64円	
グループ7	109円		60円	
グループ8	115円		75円	
グループ9	115円		82円	
グループ10	140円		81円	
グループ11	148円		94円	
グループ12	186円		123円	

(イ) 特定国際通信に係るもの

(i) インマルサットシステムに係る移動地球局へ行った通信に係るもの

区分	料金額（30秒までごとに次の料金額）			
	昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝
通信料	295円			

(ii) 当社が別に定める衛星局設備に係る移動無線装置へ行った通信に係るもの

区分	料金額（30秒までごとに次の料金額）			
	昼間	夜間	土曜日・日曜日・ 祝日	深夜・早朝
通信料	195円			

(2) デジタル通信モードによる通信に係るもの

ア 契約者回線から行った通信であって、イ以外のもの

区分	料金額（1分までごとに次の料金額）			
	昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝 日	深夜・早朝
日中				
通信料	72円 (75.6円)	108円 (113.4円)	72円 (75.6円)	108円 (113.4円)

イ 相互接続通信に係るもの

(7) (i)以外のもの

区分	料金額（1分までごとに次の料金額）			
	昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝 日	深夜・早朝
日中				
通信料	90円 (94.5円)	108円 (113.4円)	90円 (94.5円)	108円 (113.4円)

(i) インターネット接続サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の利用による通信に係るもの

区分	料金額（1分までごとに次の料金額）			
	昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝 日	深夜・早朝
日中				
通信料	72円(75.6円)	108円 (113.4円)	72円 (75.6円)	108円 (113.4円)

(3) パケット通信モードによる通信に係るもの

区分	料金額（1課金対象パケットごとに）			
	昼間	夜間	土曜日・日曜日・ 祝日	深夜・早朝
通信料	0.2円(0.21円)			

(4) メッセージ通信モードによる通信に係るもの

ア イ以外のもの

区分	料金額（1通信ごとに次の料金額）			
	昼間	夜間	土曜日・日曜日・ 祝日	深夜・早朝
通信料	3円(3.15円)			

イ 国際メッセージ通信に係るもの

区分	料金額（1通信ごとに次の料金額）			
	昼間	夜間	土曜日・日曜日・ 祝日	深夜・早朝
通信料	100円			

(5) 留守番通信機能の利用による通信（当社が別に定めるものに限ります。）に係るもの

区分	料 金 額			
	昼間	夜間	土曜日・日曜日・ 祝日	深夜・早朝
通信料	その留守番通信機能の提供を受けている契約者回線から行った通信に係る料金額（2-1-1(1)のイに規定するものに限ります。）と同額			

（協定事業者に係る経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、平成17年1月25日より実施日までの間についてはアステル沖縄に係る部分を、平成17年2月2日より実施日までの間についてはディーディーアイポケット株式会社に係る部分を株式会社ウィルコムと読みかえるものとします。

附 則（平成17年3月31日 渉外 第04-0135号）

（実施期日）

この改正規定は、平成17年4月1日より実施します。

附 則（平成17年4月8日 渉外第05-002号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成17年4月19日より実施します。

（協定事業者に関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、平成16年12月28日から実施期日までの間についてはケーブル・アンド・ワイヤレスUK日本支店に関する部分は実施しているものとみなして取り扱うこととします。

附 則（平成17年5月2日 渉外第05-0009号）

（実施期日）

この改正規定は平成17年5月9日より実施します。

ただし、この改正規定中、国際ローミングサービスに関する部分については平成17年5月16日より、協定事業者の契約者等の申込に関する部分については平成17年5月17日より実施します。

附 則（平成17年5月23日 渉外第05-0014号）

（実施期日）

この改正規定は平成17年5月26日より実施します。

ただし、この改正規定中、株式会社中部テレコミュニケーションに係る部分については平成17年5月27日より実施します。

附 則（平成17年5月30日 渉外第05-0018号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成17年5月31日より実施します。

ただし、この改正規定中、パケット通信モード及びメッセージ通信モードに係る定額通信料の適用、メッセージ通信モード並びにメッセージデータ機能及びメッセージデータ変換機能に係る定額通信料の適用、国際ローミングサービス又はボーダフォンモバイルオフィス契約者に係る部分については平成17年6月1日より実施します。

（パケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けている契約者に関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により、次表の左欄の適用を受けている契約者（3G サービス契約者又はボーダフォンモバイルオフィス契約者に限ります。以下この項において同じとします。）は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の適用を受けている契約者とみなして取り扱います。

パケット通信モードに係る定額通信料の適用	パケット通信モード及びメッセージ通信モードに係る定額通信料の適用
----------------------	----------------------------------

（料金種別第13種の適用を受けているボーダフォンモバイルオフィス契約者に関する経過措置）

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により、次表の左欄の料金種別の適用を受けているボーダフォンモバイルオフィス契約者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の料金種別の適用を受けている契約者とみなして取り扱います。

第13種	第12種
------	------

（ボーダフォンモバイルオフィスに係る基本使用料割引の適用を受けているボーダフォンモバイルオフィス契約者に関する経過措置）

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により、次表の左欄の適用を受けているボーダフォンモバイルオフィス契約者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の適用を受けている契約者とみなして取り扱います。

ボーダフォンモバイルオフィスに係る基本使用料割引の適用	複数契約割引の適用
-----------------------------	-----------

附 則（平成17年6月3日 渉外第05-0023号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成17年6月7日より実施します。

（国際ローミングサービスの提携先事業者に係る経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、平成17年6月1日より実施日までの間についてはマイクロセル コネクションズ インコーポレーテッドに係る部分をロジャース ワイヤレス インコーポレーテッドと読み替えるものとします。

附 則（平成17年6月20日 渉外第05-0035号）

（実施期日）

この改正規定は平成17年6月21日より実施します。

附 則（平成17年6月27日 渉外第05-0037号）

（実施期日）

この改正規定は平成17年6月30日より実施します。

ただし、この改正規定中、指定回線通信料割引における通話モードに係る通信料の適用、通信の切断、通信時間の測定等及び協定事業者に係る規定については平成17年7月1日より実施します。

（指定回線通信料割引における通話モードに係る通信料の適用に関する経過措置）

料金表第1表第3別表（2）欄に規定する指定回線通話料割引の適用を受けている3Gサービス契約者は、この改正規定実施の日から平成17年10月31日までの間においては、通話モードを利用し、1の指定回線群に係る各々の3Gサービスの契約者回線からその指定回線群を構成する他の3Gサービスの契約者回線又はボーダフォン電話サービスの契約者回線へ行った通信に関する料金について、この約款の規定にかかわらず支払いを要しません。

附 則（平成17年7月6日 渉外第05-0040号）

（実施期日）

1 この改正規定は平成17年7月1日より実施します。

（協定事業者に係る経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、平成17年7月1日より実施日までの間については株式会社鷹山に係る部分を、株式会社YOZANと読みかえるものとします。

附 則（平成17年7月27日 渉外第05-0052号）

（実施期日）

この改正規定は平成17年8月1日より実施します。

ただし、この改正規定中、デジタル通信モードに係る国際通信及び国際ローミングサービスに係る部分については平成17年8月2日より実施します。

附 則（平成17年8月19日 渉外第05-0065号）

（実施期日）

この改正規定は平成17年8月23日より実施します。

附 則（平成17年8月30日 渉外第05-0075号）

（実施期日）

この改正規定は平成17年8月31日より実施します。

附 則（平成17年9月13日 渉外第05-0082号）

（実施期日）

この改正規定は平成17年9月14日より実施します。

附 則（平成17年9月29日 渉外第05-0092号）

（実施期日）

1 この改正規定は平成17年10月1日より実施します。

ただし、この改正規定中、国際ローミングサービスに係る部分については平成17年10月5日より実施します。

（国際メッセージ通信に係る料金額に関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成17年11月31日までの間において、契約者（料金種別の第10種又は第11種を選択している者及び国際ローミング契約者を除きます。）の国際メッセージ通信に係る料金（料金表第1表第3（通信料）2-1-1(4)イ国際メッセージ通信に係る通信料に限ります。）の取扱いについては、この約款の規定に関わらず次表に規定する通りとします。

区 分	料金額（1通信ごとに次の料金額）			
	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日・ 祝日	深夜・早朝
通信料	3円			

附 則（平成17年10月24日 渉外第05-0108号）

（実施期日）

この改正規定は平成17年10月27日より実施します。

附 則（平成17年10月28日 渉外第05-0112号）

（実施期日）

1 この改正規定は平成17年11月1日より実施します。

ただし、この改正規定中、指定先電気通信番号への定額通信料の適用に係る規定については、平成17年11月1日より実施します。

（指定回線通信料割引における通話モードに係る通信料の適用に関する経過措置）

2 料金表第1表第3別表（11）欄に規定する指定先電気通信番号への定額通信料の適用を受けている3Gサービス契約者は、平成17年11月1日から平成18年5月10日までの間においては、デジタル通信モードを利用し、1の指定先電気通信番号へ行った通信に関する料金について、この約款の規定にかかわらず支払いを要しません。

附 則（平成17年11月7日 渉外第05-0114号）

（実施期日）

この改正規定は平成17年11月16日より実施します。

附 則（平成17年11月25日 渉外第05-0126号）

（実施期日）

この改正規定は平成17年12月1日より実施します。

附 則（平成17年12月12日 渉外第05-0135号）

（実施期日）

この改正規定は平成17年12月15日より実施します。

附 則（平成17年12月28日 渉外第05-0149号）

（実施期日）

この改正規定は平成18年1月1日より実施します。

ただし、この改正規定中、国際ローミングサービスに係る部分については平成18年1月19日より実施します。

附 則（平成18年1月30日 渉外第05-0158号）

（実施期日）

1 この改正規定は平成18年2月1日より実施します。

（協定事業者に係る経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、平成18年1月24日より実施日までの間については、エムシーアイ・ワールドコム・ジャパン株式会社に係る部分を、バライゾン ジャパン株式会社と読みかえるものとします。

附 則（平成18年2月3日 渉外第05-0160号）

（実施期日）

この改正規定は平成18年2月9日より実施します。

附 則（平成18年2月10日 渉外第05-0167号）

（実施期日）

1 この改正規定は平成18年2月14日より実施します。

（着信通知機能に係る経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により、留守番電話機能の提供を受けている3Gサービス契約者は、この改正規定にかかわらず、着信通知機能の利用の請求がなかったものとして取扱います。

附 則（平成18年2月28日 渉外第05-0183号）

（実施期日）

1 この改正規定は平成18年3月1日より実施します。

ただし、この改正規定中、国際ローミングサービスに係る部分については平成18年3月2日より実施します。

(第二種定期契約に係る基本使用料の取扱いに係る経過措置)

- 2 当社は、平成18年2月1日から平成18年6月30日までの間に、新たに第二種定期B3Gサービス契約を締結した3Gサービス契約者又は第二種定期Bボーダフォンモバイルオフィス契約を締結したボーダフォンモバイルオフィス契約者に係る基本使用料について、この約款の規定にかかわらず、次表に規定する額の減額を行います。

ただし、第二種定期B3Gサービス契約又は第二種定期Bボーダフォンモバイルオフィス契約を締結した日が属する料金月に、第二種定期B3Gサービス契約又は第二種定期Bボーダフォンモバイルオフィス契約の解除があった場合は、この限りではありません。

1 契約ごとに

区 分	基本使用料の減額
第二種定期B3Gサービス契約又は第二種定期Bボーダフォンモバイルオフィス契約に係る基本使用料の取扱いを開始した料金月の翌料金月	基本使用料(税抜価格とします。)に1.00を乗じて得た額

附 則(平成18年3月9日 渉外第05-0191号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成18年3月10日より実施します。

(電話帳情報蓄積・読込みサービスに係る経過措置)

- 2 別記57に規定する電話帳情報蓄積・読込みサービスの提供を受けている3Gサービス契約者又はボーダフォンモバイルオフィス契約者は、この改正規定実施の日から平成18年8月31日までの間においては、電話帳情報蓄積・読込みサービスに係る料金について、この約款の規定にかかわらず支払いを要しません。

附 則(平成18年3月16日 渉外第05-0197号)

(実施期日)

この改正規定は平成18年3月23日より実施します。

附 則(平成18年3月20日 渉外第05-0212号)

(実施期日)

この改正規定は、平成18年4月1日より実施します。

附 則(平成18年4月17日 渉外第06-0005号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成18年4月18日より実施します。

ただしこの改正規定中、特定第六種ボーダフォンサービスに係る規定については平成18年5月23日より、特定第五種ボーダフォンサービスに係る規定については平成18年6月22日よりそれぞれ実施します。

(特定回線基本使用料及び特定回線通話料割引に係る経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、3G通信サービス契約者が次表左欄に規定する特定回線基本使用料の適用及び特定回線通話料割引の適用を受けている時は、この改正規定実施の日を以て次表右欄に規定する指定回線基本使用料の適用及び指定回線通話料割引の適用に移行したものとします。

(1)特定回線基本使用料の適用

特定第三種ボーダフォンサービスに係る特定回線基本使用料の適用	料金表第1(基本使用料)1(適用)(6)(指定回線基本使用料の適用)に規定する指定基本使用料の適用
特定第四種ボーダフォンサービスに係る特定回線基本使用料の適用	
特定第五種ボーダフォンサービスに係る特定回線基本使用料の適用	
特定第六種ボーダフォンサービスに係る特定回線基本使用料の適用	

(2)特定回線通話料割引の適用

特定第三種ボーダフォンサービスに係る特定回線通話料割引の適用	料金表の第3(通信料)別表(2)(指定回線通信料割引の適用)に規定する指定回線基本使用料の適用
--------------------------------	---

特定第四種ボーダフォンサービスに係る特定回線通話料割引の適用	
特定第五種ボーダフォンサービスに係る特定回線通話料割引の適用	
特定第六種ボーダフォンサービスに係る特定回線通話料割引の適用	

(特定第一種ボーダフォンサービス契約に係る特定回線通話料割引の適用に関する経過措置)

- 3 特定第一種ボーダフォンサービス契約に係る特定回線通話料割引の適用を廃止する場合の取扱いについては、以下のとおりとします。

特定回線通話料割引の適用
その廃止により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月までの通話料について、この特定回線通話料割引の適用の対象とします。

(特定第二種ボーダフォンサービス契約に係る特定回線通話料割引の適用に関する経過措置)

- 4 特定第二種ボーダフォンサービス契約に係る特定回線通話料割引の適用を廃止する場合の取扱いについては、以下のとおりとします。

特定回線通話料割引の適用
その廃止により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月までの通話料について、この特定回線通話料割引の適用の対象とします。

(その他の提供条件)

- 5 前3項以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成18年4月24日 渉外第06-0014号)

(実施期日)

この改正規定は、平成18年4月24日より実施します。

附 則 (平成18年4月26日 渉外第06-0016号)

(実施期日)

この改正規定は、平成18年4月26日より実施します。

附 則 (平成18年5月22日 渉外第06-0028号)

(実施期日)

この改正規定は、平成18年5月25日より実施します。

附 則 (平成18年6月6日 渉外第06-0038号)

(実施期日)

この改正規定は、平成18年6月7日より実施します。

附 則 (平成18年6月14日 渉外第06-0042号)

(実施期日)

この改正規定は、平成18年6月16日より実施します。

附 則 (平成18年6月27日 渉外第06-0045号)

(実施期日)

この改正規定は、平成18年6月27日より実施します。

附 則 (平成18年6月28日 渉外第06-0047号)

(実施期日)

この改正規定は、平成18年6月28日より実施します。

ただし、この改正規定中、株式会社YOZANに関する部分については、平成18年7月1日より実施します。

附 則 (平成18年7月7日 渉外第06-0063号)

(実施期日)

この改正規定は、平成18年7月13日より実施します。

附 則（平成18年7月20日 渉外第06-0068号）

（実施期日）

この改正規定は、平成18年7月21日より実施します。

附 則（平成18年7月28日 渉外第06-0076号）

（実施期日）

この改正規定は、平成18年8月2日より実施します。

附 則（平成18年8月17日 渉外第06-0086号）

（実施期日）

この改正規定は、平成18年8月23日より実施します。

附 則（平成18年8月18日 渉外第06-0086号）

（実施期日）

この改正規定は、平成18年8月23日より実施します。

附則（平成18年8月29日 渉外 第06-0087号）

（実施期日）

この改正規定は、平成18年9月1日より実施します。

（特定第一種ボーダフォンサービス契約に係る特定回線通話料割引の適用に関する経過措置）

渉外第04-0040号（平成16年11月12日）の附則第12項に特定第一種ボーダフォンサービス契約に係る特定回線通話料割引を開始する場合の取扱いについて、次表に規定するとおりとします。

特定回線通話料割引の適用	
1 2以外のとき	その選択により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月の通話料から、この特定回線通話料割引の適用の対象とします。
2 3G通信サービスの締結（ボーダフォンサービス契約に係る契約の解除と同時に締結されるものをのぞきます。）と同時に特定回線基本使用料の適用を選択したとき	その選択により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の翌日の通話料から、この特定回線通話料割引の適用の対象とします。

（特定第二種ボーダフォンサービス契約に係る特定回線通話料割引に関する経過措置）

渉外第04-0040号（平成16年11月12日）の附則第13項に規定する特定第二種ボーダフォンサービス契約に係る特定回線通話料割引（家族まるごと割引に限ります。）の適用を廃止する場合の取扱いについては、以下のとおりとします。

特定回線通話料割引の適用	
1 2以外のとき	その選択により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月の通話料から、この特定回線通話料割引の適用の対象とします。
2 ボーダフォンサービス契約の締結（3G通信サービスに係る契約の解除と同時に締結されるものをのぞきます。）と同時に特定回線基本使用料の適用を選択したとき	その選択により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の翌日の通話料から、この特定回線通話料割引の適用の対象とします。

（その他の提供条件）

前2項以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。